





















天皇の御宇、今其盜賊を宥は
 不忍に違遷せんとせし時、大
 不忠謀を宥せんとせし時、大
 しけれなる哉、
 茲に於て其功賞を忽ち授け
 千時文政二年門外社として此
 百廿四年同公堂に在り此某
 當りて此の某は、
 るの因に依りて著しく庶民に
 昭和二年
 本縁起を謹言して
 昭和二十七年八月二十五日
 氏神大木白山社
 天満宮 宮司

































































































